

【東日本大震災】加算支援金の申請期間が終了します**◎令和3年3月10日までに申請を**

東日本大震災により住宅に大規模半壊以上（半壊解体含む）の被害を受けた世帯に対し、住宅の再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限について、**令和3年4月10日（支給元である都道府県センター必着）となり、延長されないことが決定しました。**

提出された申請書類は、町から岩手県を經由して、支給元である都道府県センターに送付されますので、令和3年3月10日までに町復興企画課に提出してください。

区分	建設・購入	補修	賃借
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

《注意》

加算支援金以外の町が実施している補助金は、「加算支援金を受給済であること」、「新居への移転が完了していること」が補助の条件となっているものがあり、これらは全て令和2年12月28日期限となっておりますので、建設・購入をする方はご注意ください。

【東日本大震災】住宅再建に係る補助制度の申請期限のお知らせ**◎令和2年12月28日までに新居への転居と補助金の申請を**

これまで復興かわら版でお知らせしたとおり、東日本大震災による住宅再建に係る各種補助金の申請受付期限は次のとおりとなっております。（制度により申請のタイミングが異なりますので詳しくはお問合せください。）

加算支援金：令和3年3月10日まで

加算支援金以外の住宅再建補助金：令和2年12月28日まで

加算支援金は令和3年3月10日までとなっておりますが、その他の住宅再建補助金は令和2年12月28日までとなっておりますので、**住宅の建設・購入をする方は令和2年12月28日までに新居への転居及び住宅再建補助金の申請を行ってください。**

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）